

磐監第20号

令和6年5月16日

磐田市議会議長 鈴木喜文様

磐田市監査委員 中野 純

同 東 功一

同 芥川栄人

定期監査結果及び財政援助団等監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき、定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令 和 6 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書
(第1回)

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

磐 田 市 監 査 委 員

定期監査結果報告

1. 監査の対象、期間及び監査日

対象		監査日
部課名	期間	
健康福祉部	福祉課 令和5年4月から 令和5年11月まで	令和6年1月30日
	健康増進課 令和5年4月から 令和5年11月まで	令和6年1月30日
こども部	こども未来課 令和5年4月から 令和5年12月まで	令和6年3月11日
	幼稚園保育園課 令和5年4月から 令和5年12月まで	令和6年3月11日
企画部	秘書課 令和5年4月から 令和6年2月まで	令和6年4月26日
	政策推進課 令和5年4月から 令和6年2月まで	令和6年4月26日
	D X推進課 令和5年4月から 令和6年2月まで	令和6年4月26日
	広報広聴CP課 令和5年4月から 令和6年2月まで	令和6年4月26日

2. 監査の方法

磐田市監査基準に基づき実施した。提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

【健康福祉部 福祉課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

磐田市総合健康福祉社会館壁面への広告設置に係る掲載料について、令和4年度に調定伝票起票及び請求を失念し本年度に収入しているので、適切な時期に事務処理を行うとともに収入状況の確認を徹底されたい。

【健康福祉部 健康増進課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【こども部 こども未来課】

指摘事項

結婚新生活支援事業助成金について、交付要綱では「助成金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」と規定しているが、令和4年度分のうち3件について、千円未満を切り捨てずに交付している。

また、そのうち2件については、令和5年度に再度申請があり、前年度の交付額をもとに算定し千円未満を切り捨てたため、2カ年の合計交付額が交付要綱に規定する限度額を下回っている。助成金の交付にあたっては、交付要綱に則り適正な事務執行をされたい。

所見（要望事項）

磐田市東部子育て支援センター用地については、新貝土地区画整理事業の換地処分により令和5年10月14日から本市の行政財産となっているが、敷地内に設置されている電柱等の使用許可手続きを行っていないので、必要な手続きをとるとともに、設置者から使用料を徴収されたい。

【こども部 幼稚園保育園課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【企画部 秘書課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【企画部 政策推進課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【企画部 D X 推進課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【企画部 広報広聴シティプロモーション課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし